

# 1 訪問介護

## ■ 改正点のポイント

- 身体介護で6～23単位、生活援助で8～11単位マイナスなどのすべての項目でマイナス改定となった。
- 日中の20分未満の身体介護サービスの算定が、全ての事業所で認められる。ただし、訪問と訪問の間隔は2時間以上あける必要がある。
- 日中の20分未満の身体介護サービスについて2時間以上の間隔を空けなくとも頻回算定できる事業所要件も見直しされた。
- 特定事業所加算Ⅳが新設された。
- 処遇改善加算が3段階から4段階に区分され、加算(Ⅰ)の算定要件が厳格化された。(共通項目ページ参照)
- 事業所規模などによるが、サービス提供責任者の配置基準が利用者40名から50名に緩和された。
- 訪問介護員2級課程修了者のサービス提供責任者配置の場合30%減算が適用された。
- 生活機能向上連携加算の算定要件が見直しされた。
- 同一建物複数利用者減算が見直しされた。(訪問・通所系共通項目ページ参照)

## ■ 報酬早見表

算定項目(1回につき)		改定前	改定後	対比
イ 身体 介護中心	(1)20分未満	171	165	-6
	(2)20分以上 30分未満	255	245	-10
	(3)30分以上 1時間未満	404	388	-16
	(4)1時間以上 1時間半未満	587	564	-23
	(4)1時間以上 1時間半超(30分毎)	+83	80	-3
	(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合※(1)については緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能	生活援助 20分以上 45分 未満	+1×70	+1×67
生活援助 45分以上 70分 未満		+2×70	+2×67	-6
生活援助 70分以上		+3×70	+3×67	-9
ロ 生活 援助	(1)20分以上 45分未満	191	183	-8
	(2)45分以上	236	225	-11
ハ 通院等乗降介助		101	97	-4